

東海村空家・空地バンクのご案内

令和4年6月1日発行



あなたが所有している空き家と
空き地を村の公式ホームページ
に掲載してみませんか？

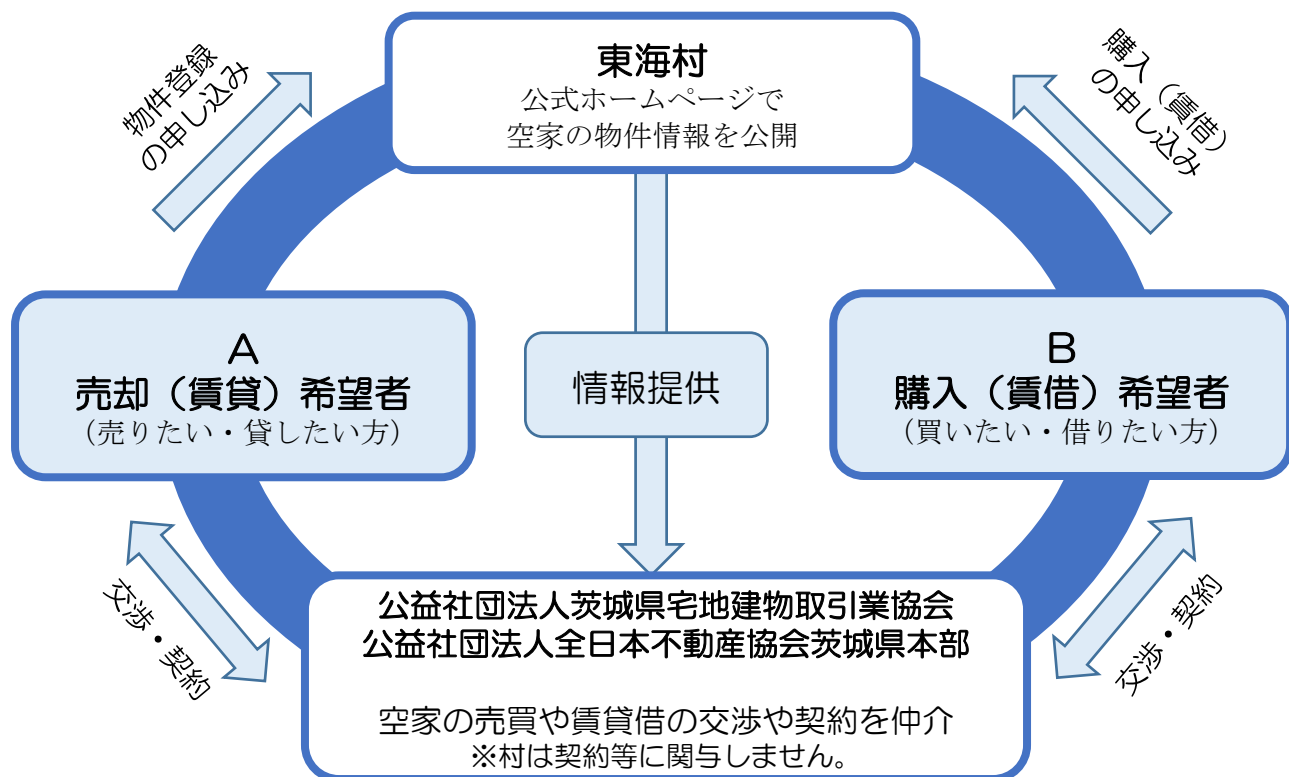


東海村空家・空地バンク
であなたの住まいを探して
みませんか？

東海村空家・空地バンクのしくみ

「東海村空家・空地バンク」とは、村内に所在する空き家と空き地の物件情報を売りたい方から買いたい方に、貸したい方から借りたい方に紹介することによって、空き家と空き地の有効活用を促進させるしくみのことを言います。

東海村空家・空地バンクは、村と連携協定を締結した公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部の会員の交渉や仲介により、空家の売買（賃貸借）を支援します。（※村は契約等に関与しません。）



■ 要件・申込方法等

A. 売却（賃貸）希望者（売りたい・貸したい方）の場合

- (1) 申込者の要件
 - ・村内に所在する空き家・空き地の所有者又は管理者である方
※上記以外にも要件あり
- (2) 登録可能な空き家・空き地の要件
 - ・空き家 居住の用に供する空き家（賃貸の用に供するものを除く。）
 - ・空き地 個人が所有する良好な管理状態にある土地で、居住を目的とした建築物を建築することができる土地（市街化調整区域内のときは地目が宅地のものに限る。）
※上記以外にも要件あり
- (3) 物件登録申し込みの方法
 - ・売却（賃貸）したい空き家・空き地に係る**物件登録申込書**に必要書類を添えて、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）に提出してください。

※物件登録申し込みに先立ち、事前相談をしてください。

B. 購入（賃借）希望者（買いたい・借りたい方）の場合

- (1) 申込者の要件
 - ・以下の項目に該当しない方
 - ・市町村税の未納がある方
 - ・暴力団員である方、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する方
 - ・その他村長が不相当と認める方
- (2) 申込方法
 - ・購入（賃借）したい空家等に係る**物件交渉申込書**に必要書類を添えて、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）に提出してください。

■ 村の補助制度をご活用ください

村では、東海村空家・空地バンクの利用者に対して、補助制度を創設しています。詳しくは、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）にお問い合わせください。

- (1) 空き家の解体工事、リフォーム工事に係る補助金

空き家の解体又はリフォームを実施した後に東海村空家・空地バンクに物件登録をしたい方、東海村空家・空地バンクから購入した空き家を解体又はリフォームしたい方向けの補助制度です。前者には**最大100万円**、後者には**最大120万円**の補助金が交付されます。

- (2) 空き家・空き地の調査、測量、設計、表題登記、相続登記に係る補助金

東海村空家・空地バンクに物件登録するために要した費用（空き家・空き地の調査、測量、設計、表題登記、相続登記）に対して**最大10万円**を交付する補助制度です。なお、この補助制度の交付対象は、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）への相談を通じて紹介された**専門家団体の会員が実施した業務**に限定しているため、都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）への事前相談が必須となります。

※ 上記の補助金の交付を受けるためには、要件等があります。補助金の申請に先立ち、事前相談をしてください。

■ お気軽にお問い合わせください。

東海村建設部都市政策課・建築担当（空き家相談窓口）
東海村東海三丁目7番1号
電話 029 (282) 1711 FAX 029 (287) 0658
電子メール toshisei@vill.tokai.ibaraki.jp